

保育所保育指針の改定に関する中間とりまとめへの意見

全日本自治団体労働組合（自治労）
 <担当：自治労社会福祉評議会・保育部会>

「序 保育をめぐる近年の状況」について

【意見】

- ・女性の活躍により、早期に職場復帰をするため乳児期から保育所入所を希望する家庭が増えている状況について記載が必要と考えます。
- ・障害のある子どもや特別な配慮を必要とする子どもへの保育が、これまで以上に求められていることについて、記載が必要と考えます。
- ・保育士の人材不足の現状について、記載が必要と考えます。

「1. 保育所保育指針の改定の方向性」について

（1）乳児・1歳以上3歳児未満児の保育に関する記載の充実

（保育の内容の記載の在り方）

3 ページ

- 発達過程の最も初期に当たるこの時期には、「生命の保持及び情緒の安定」という養護の側面が特に重要であり、養護と教育の一体性をより強く意識して保育が行われることが重要である。また、生活習慣の形成や家庭での学びとの連続性の確保などの観点から、保育所と家庭との連携が極めて重要であり、こうしたことについても留意した記載となることが望ましいと考えられる。

【意見】下線部分の表記を、「必要である。」という記載に変更し、しっかりと行うことが必要と考えます。

（考えられる具体的な保育の内容の例）

4 ページ

- また、クラス編成においても、月齢や年齢による一律の区分だけではなく、それぞれの発達の状態に応じた編成を弾力的に行うような対応も重要である。

【意見】下線部分の表記を、「適切な保育を提供することも重要である。」という記載に変更することが必要と考えます。

その理由として、子どもの視点に立って考えるとき、「編成」と「弾力的」

という言葉だけでは、障害児などの一部の子どもが排除されることが懸念されるためです。

(3) 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し

(安全な保育環境の確保)

【意見】 7 ページに以下の項目の追加を要望します。

「○ 子ども自身が危険を回避するための教育が必要である。」

(4) 保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性

【意見】 保護者が子育てに関する悩みにとどまらず、保護者自身が抱える個人的な悩みやその支援を、保育所や保育士に求める相談が増加していて、対応に時間と負担がかかっていることもあります。

このため、保護者自身の個人的な悩みについて支援を必要としている家庭については、市町村がその責務のもと、保育所を含めて関係機関と連携して対応していくことで、保育所や保育士の負担を軽減することが求められています。

(虐待対策)

○ 児童虐待相談の対応件数は統計を取り始めて以来毎年増加しており、複雑・困難なケースも増えるなど、発生予防、発生時の迅速・的確な対応が求められている。保育所はそれぞれの家庭の多様な背景に合わせて、関係機関との連携を図りながら、適切に対応していく必要がある。保育所におけるソーシャルワークの機能について、今後の調査研究等によって具体的な検討が行われることが期待される。

【意見】 下線部分の表記を、「を行う必要がある。」という記載に変更することが必要と考えます。

その理由については、虐待対策について保育所の果たす役割も重要となっている中で、表現をしっかりとった方がよいと思われます。

(地域における子育て支援事業との連携)

○ 前回改定以降、子ども・子育て支援新制度の施行等もあり、地域で子育て支援を行う団体は格段に増えており、保育所が行う地域の子育て支援との役割分担を図るとともに、連携や協働を強めることが重要になっている。今後、支援団体の専門性を支えていくこと、保育所の拠点的な役割に関することなどについても検討を深めていく必要がある。

【意見】 下線部分の表記を、「を深めていく必要がある。」と積極的な表現にすることが必要と考えます。また、保育所が拠点的な役割を果たすためには、市町村がしっかりと関与することが必要であると考えます。

(5) 職員の資質・専門性の向上

(職場における研修機会の確保)

10 ページ

○ こうした職場内外での研修機会の確保については、勤務のローテーションの工夫など、組織的な対応が不可欠であり、管理的職員の取組によるところが大きいことから、施設長等については、こうした職員の研修機会の確保に取り組む必要がある旨を、保育指針においても明らかにすることが望ましいと考えられる。

【意見】 下線部分の表記を、「必要である。」という記載に変更し、しっかりと行うことが必要と考えます。

○ 保育の質の向上や職員の就業継続支援の観点から、外部の機関の活用も含め、職員に対する相談支援を行う体制づくりも検討課題として考えられる。

【意見】 就業継続支援の観点については、保育士が働き続けられる環境づくりを支援することで保育の質の向上や専門性の向上につながるという視点から必要です。それで、この項目については、「(職場における研修機会の確保)」という項目の中にあるより、その前段の「(専門性の向上と新たな課題への対応)」で記載する方がよいのではないかと考えます。

「3. その他の課題」について

(1) 小規模保育・家庭的保育等への対応

○ 小規模保育や家庭的保育等の地域型保育事業においても、それぞれの特性に留意しつつ、保育指針の内容に準じて保育が行われるべきものであり、これらの事業者が参照することを想定した記載となることが望ましい。

【意見】 下線部分の表記を、「必要である。」という記載に変更し、しっかりと行うことが必要と考えます。

【意見】 14 ページに以下の項目の追加を要望します。

(4) 放課後児童クラブ(学童保育)との連携

「○ 放課後児童クラブ（学童保育）を利用する子どもが増加しており、放課後児童クラブ（学童保育）との連携も新たに項目を起こし、記載すべきである。」

その他保育指針に盛り込んでいただきたいことについて（項目等）

○ 保育指針総則の中に、「一人ひとりの人格が尊重される集団の中でこそ、子どもの能力や個性が発揮されることを踏まえ、互いを尊重する気持ちを持てるような、いじめや差別を生まない人間関係づくりに努める。すべての子どもが将来にわたって思いやりと協調性に富み、お互いの人権を尊重しあい、共生できる人間として、自立できるよう保育すること。」と記載をいただきたいと考えます。